

答 申 書

諮問第7号

第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった「産業廃棄物処理施設設置許可申請書(焼却炉の能力及び規模に係る部分)」、「産業廃棄物中間処理(焼却)施設における廃棄物適正処理指導について(報告)」及び「県が行った大気汚染物質検査報告書、県が業者委託して行った悪臭分析結果報告書」(以下これらを「本件公文書」という。)については、次の部分を除き開示すべきである。

- (1) 「産業廃棄物中間処理(焼却)施設における廃棄物適正処理指導について(報告)」に添付された「保健所職員の報告書」中の「4の5)のア 当該施設の総売上額」及び「同イ 当該施設の従業員数」の数値の部分
- (2) 同「保健所職員の報告書」中の「5 指導等の経過」の部分
- (3) 同「保健所職員の報告書」中の「8 調査員としての意見」の部分

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例(平成5年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成9年5月14日に、本件公文書について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件公文書について、一部を開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成9年7月11日付けで異議申立人に通知した。

(1) 開示しない部分

ア 「産業廃棄物処理施設設置許可申請書(焼却炉の能力及び規模に係る部分)」については、添付の図面、設計計算書(「仕様書」及び「設計及び技術計算書」)

イ 「産業廃棄物中間処理(焼却)施設における廃棄物適正処理指

導について（報告）」については、保健所職員の報告書の部分
ウ 「県が行った大気汚染物質検査報告書、県が業者委託して行っ
た悪臭分析結果報告書」については、個人名、印影（悪臭分析結
果報告書に記載された環境計量士の氏名及び印影）

（２） 上記部分を開示しない理由

ア 条例第９条第３号該当。「図面、設計計算書」の部分を開示す
ることにより、焼却炉設計製造業者の利益が損なわれるため。

イ 条例第９条第８号該当。「報告書」の部分を開示することによ
り、将来の同種の事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障を生
ずるおそれがあるため。

ウ 条例第９条第２号該当。「個人名、印影」の部分を開示するこ
とにより、個人の情報が明らかになるため。

3 異議申立人は、平成９年９月１１日に、行政不服審査法（昭和３７年法律
第１６０号）第６条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し
異議申立てを行った。

第３ 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるとい
うものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の
陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

（１） 「県が業者委託して行った悪臭分析結果報告書」に記載された「環
境計量士の氏名及び印影」の条例第９条第２号の該当性について

環境計量士は公的資格に基づいて環境に関するデータの収集・分析
を「業」として行い専門家としてその結果に責任を持つ者であり、ま
た、その公的な資格を用いてその公的な業務を行うときには名前を出
して仕事をするという資格保有者・専門家としての個人的な責任や倫
理を前提としている者である。

しかも、当該環境計量士は、県から依頼を受けて専門家としての資格に基づき業務として委託された計量を行っており、個人としてのプライベートな活動として計量を行っているわけではない。この点は、条例第9条第2号において、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」としている趣旨を考慮すべきであり、個人がその事業として行った行為についての情報については個人名を秘匿する必要性はないのである。

(2) 「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」に添付された「仕様書」及び「設計及び技術計算書」の条例第9条第3号の該当性について

ア 条例第9条第3号本文の該当性について

法人のノウハウ等を開示することにより、当該法人に与える競争上の不利益とは、ただ単に抽象的な不利益のおそれがあるだけでは足りず、客観的かつ具体的な侵害の危険性が認められることが必要である。また、非開示理由については実施機関に立証責任がある。

しかし、本件の場合、実施機関の示した非開示理由には具体性がなく立証が不十分である。

また、ノウハウの具体的な内容についての主張がなく、技術的財産という実施機関の主張についても、公知の単純な技術の組み合わせであれば、保護に値しないものであり、反対に独創性、創意工夫があるものであれば特許法等の法律で保護の対象になっているものである。

なお、平成9年6月19日津地方裁判所判決（平成6年（行ウ）第8号 情報公開請求事件）では、メーカー名や型式、寸法等はノウハウではないということで、その条例第9条第3号本文の該当性を否定している。

イ 条例第9条第3号ただし書き該当性について

本件焼却炉が稼働して以来、様々な健康被害で入通院患者が約40名となっており、既に人の生命、身体、健康、生活が侵害されている状況である。

また、住民が採取し分析機関に依頼した本件産業廃棄物処理場の

焼却灰及び土壌からは高濃度のダイオキシンが検出されている。

焼却炉の能力、規模は、ダイオキシンの発生の有無など住民の生命、身体又は健康を保護する上で必要な情報であり、したがって、「仕様書」や「設計及び技術計算書」は条例第9条第3号アに該当する情報である。

さらに、本件産業廃棄物処理場の焼却炉付近では悪臭等の問題が発生しており、このことから当該産業廃棄物処理事業は、違法不当な事業活動と言える。その公害の原因をつきとめるためには、「仕様書」や「設計及び技術計算書」の開示が必要であり、これらの情報は、条例第9条第3号イに該当する情報である。

なお、このような状況からすれば、「仕様書」や「設計及び技術計算書」は、条例第9条第3号ウにも該当する情報である。

- (3) 「産業廃棄物中間処理(焼却)施設における廃棄物適正処理指導について(報告)」に添付された「保健所職員の報告書」の条例第9条第8号の該当性について

条例第9条第8号に該当するか否かは、開示によって単に抽象的に信頼関係が損なわれると言うだけでは足りず、具体的にどのような形で信頼関係が損なわれるのか検討する必要がある。

当該「保健所職員の報告書」は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第19条第1項に規定されている立入検査の報告書であり、任意提出資料とは異なり一般的に開示の対象となると言われている。

行政指導の結果だけを公表して、その根拠となった事実を公表しないのは行政指導そのものの信頼性を否定する結果となってしまう。したがって、立入検査において何が発見され、そこで、どういうやり取りがあったのかということは、行政指導を根拠づける事実として当然公表されるべきである。

確かに、一般的に行政機関の職員が作成した報告書の中に意思形成過程の情報、担当職員の意見が記載されている場合もあり、それが開示されることにより指導あるいは次の意思決定に支障が生ずる可能性

があることは否定できないが、そのような情報が記載されているのなら、その部分のみを非開示とすればよいのであって、その他の部分は公開すべきである。

また、情報公開の流れあるいは産業廃棄物をめぐる最近の状況から考えると行政と事業者との信頼関係にも増して行政と住民との信頼関係を構築することが重要であり、このためにも積極的な公開が必要である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分の理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 「県が業者委託して行った悪臭分析結果報告書」に記載された「環境計量士の氏名及び印影」の条例第9条第2号の該当性について

当該計量証明書に記載された環境計量士の個人の氏名及び印影は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

データ(計量証明書)の信頼性については、分析機関(計量証明事業者)の名称を開示していることで足りる。

また、本件情報は、法令等に基づき何人でも閲覧することができる情報ではなく、公表目的で実施機関が作成し、又は取得した情報でもなく、法令等の規定に基づく許可等の際に作成し、又は取得した情報でもないので条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、当該環境計量士の個人の氏名及び印影を非開示と決定した時点では、本件廃棄物処理施設の問題に関連する県の検査結果に疑問があると騒がれていた状況であって、本件計量証明書についても、その数値が真正なものであるか等について環境計量士個人に電話等で照会がされるなどいろいろ迷惑がかかる懸念があったが、その後そのような状況は解消され、現在ではその懸念はなくなったと判断している。

2 「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」に添付された「仕様書」及び

「設計及び技術計算書」の条例第9条第3号の該当性について

(1) 条例第9条第3号本文の該当性について

「仕様書」及び「設計及び技術計算書」に記載された内容は、当該書類の作成会社が蓄積した知識、技術的ノウハウ等により構成された情報であり、企業秘密として守られるべき固有の技術的財産と認められる。

焼却炉製造関係業界では、特別な技術、例えばこの装置はこの位置に取り付ける方が効率がよくなるというようなものは、特許を取得するのではなくノウハウという形で保有している。

したがって、「仕様書」及び「設計及び技術計算書」を開示すれば、当該書類の作成会社の競争上、事業運営上の正当な利益が損なわれる。

また、異議申立人が必要としている焼却炉の能力・規模については、当該添付書類を除く産業廃棄物処理施設設置許可申請書を開示していることで足り、当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」を開示する必要性は認められない。

(2) 条例第9条第3号ただし書の該当性について

本件廃棄物処理施設の排出物質については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）さらには環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく各種検査を実施し、その結果はすべて基準以内であった。また、その結果を公表している。

人の生命や身体及び健康に悪影響を与え又は生活環境保全上支障が生ずるおそれがないことは、当該検査結果の公表により明らかになっているのであり、このような状況のもとで条例第9条第3号ア、イ及びウに規定する「危害から人の生命、身体又は健康を保護するために」、「支障から人の生活を保護するために」及び「侵害から人の生活を保護するために」を適用して当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」を開示する必要があるとは認められない。

3 「産業廃棄物中間処理（焼却）施設における廃棄物適正処理指導につい

て(報告)」に添付された「保健所職員の報告書」の条例第9条第8号の該当性について

行政手続法(平成5年法律第88号)第32条で行政指導の内容は、「あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである」と規定されているように、行政指導とは行政と事業者との協力関係あるいは信頼関係を基礎として成立するものである。

当該「保健所職員の報告書」は、本件廃棄物処理業者に対する一連の行政指導の内容そのものであり、これらの情報が開示されると行政指導に従い改善しようとする者が行政に対して不安を抱くこととなる。

また、産業廃棄物に関する指導は、その指導対象業者によってその程度が異なってくることもあり、それを開示することにより将来行政指導を行っていく上で公平性を疑われるおそれが出てくる可能性もある。

その結果、行政指導を進める上で事業者の協力を期待できなくなり、行政指導の目的に添った成果が得られなくなるおそれがある。

当該「保健所職員の報告書」は、廃掃法第19条第1項に規定する立入検査として行った立入調査報告書ではあるが、この立入調査以前に住民からの苦情等を受け保健所職員が本件廃棄物処理業者の協力を得て口頭により任意に行った苦情処理等に関する報告書でもある。当該廃棄物処理業者に対する立入検査は、この立入調査が初めてであり、当該立入調査日に文書による適正指導(行政指導)を行い、さらに、後日廃掃法第19条の3の規定による改善命令(行政処分)を行っている。そして、当該適正指導の文書及び改善命令書については、これを開示しているのであり、その意思決定のために作成された保健所職員の主観的要素を含む報告内容が開示されると将来の産業廃棄物処理行政の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

また、口頭により任意に行った苦情処理等に関することが開示されることが一般に事業者知られるところとなれば、今後、種々の苦情処理に対応する迅速な同種の口頭による任意の行政指導ができなくなり、立入検査等においても事業者からは法律で義務づけられたもの以外の情報が得られず、結果として同様に将来の産業廃棄物処理行政の円滑な執行に支障が生

ずるおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の部分開示決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 「県が業者委託して行った悪臭分析結果報告書」に記載された「環境計量士の氏名及び印影」の条例第9条第2号の該当性について

- (1) 条例第9条第2号は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の立場から、公文書開示制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては原則として開示しないとする旨規定している。
- (2) 当該報告書は、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた計量証明事業者が計量証明を行うために発行した計量証明書である。
- (3) 実施機関は、当該計量証明書中に記録されている環境計量士の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるから開示すべきではないと主張する。
- (4) ところで、「計量証明事業登録等実施要領について（平成5年11月1日付け五機局第703号通商産業省通達）」による計量証明事業登録等実施要領3（3）オの「計量証明の発行に関する事項」において、計量証明書には、発行年月日、発行事業者名等のほか計量管理者（計量士又は主任計量者）の氏名を記載し、発行事業者及び計量管理者が押印することが定められている。そして、本件の場合にはこの計量管理者とは、通商産業省令で定める事項について計量法第122条第1項の規定による通商産業大臣の登録を受けた環境計量士であり、同法第109条第2号の規定に基づき本件計量証明事業者は、当該環境計量士に本件計量証明事業にかかる計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。）を行わ

せなければならぬこととなっている。

したがって、本件計量証明書は計量証明事業者である本件検査株式会社の発行によるものであるが、この場合、本件計量証明書には、発行事業者である本件検査会社名のほかに、必ずその計量管理者である当該環境計量士の氏名の記載及びその押印が必要なのである。

- (5) このような場合、当該記名押印される環境計量士の氏名及び印影は、環境計量士という通商産業大臣の登録を受けた者として計量管理を行った旨の表示であり、その分析測定結果の証明内容の信頼性を担保するための表示であって、計量証明書の一部となっていると解すべきであり、直ちに個人のプライバシーの保護について配慮すべき個人に関する情報であるとは言い難い。むしろ当該環境計量士としての資格に基づく分析測定業務をなしたことに伴う情報であり、計量証明事業の一部として計量管理を行ったことに伴う情報というべきである。したがって、本件計量証明書に表示されている環境計量士の氏名及び印影は、計量証明事業の一部を構成する環境計量士の事業活動情報に属するものであって、条例第 9 条第 2 号に規定する個人情報とは言い得ない。この点については、条例第 9 条第 2 号本文が個人に関する情報であっても「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」と規定している趣旨にも合致するものである。

なお、このような情報が個人情報としての意味を有する場合も考えられないわけではないにしても、その場合には当該情報が開示されることにより個人のプライバシーに関し特別な支障等が発生することが具体的かつ確実に予測されることが必要であると考えられ、本件についてはそのような状況であるとは認められなかったものである。

- (6) したがって、本件計量証明書中に記録されている環境計量士の氏名及び印影は、条例第 9 条第 2 号に規定する非開示情報には該当しないものと判断する。

ちなみに、本件計量証明書中に記録されている環境計量士の個人

の氏名及び印影を開示したからといって、当該検査会社又は当該環境計量士個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を損なうことになるとは認められない。

2 「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」に添付された「仕様書」及び「設計及び技術計算書」の条例第9条第3号の該当性について

- (1) 条例第9条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等の正当な利益が損なわれると認められるものについては、原則として開示しないこととする旨規定している。
- (2) 当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」は、廃掃法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書に添付された廃棄物焼却の能力、構造等に係る焼却炉の「仕様書」及び「設計及び技術計算書」である。
- (3) 実施機関は、当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」に記載された内容は、当該書類の作成会社が蓄積した知識、技術的ノウハウにより構成された情報であり、企業秘密として守られるべき固有の技術的財産で、これが開示されると当該作成会社の競争上、事業運営上の正当な利益が損なわれると認められるので条例第9条第3号の規定により非開示とされるべきであると主張する。
- (4) 法人等の正当な事業活動の自由が十分に保障されなければならないことはもちろんであり、そのような事業活動に係る情報で開示することにより法人等の競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる場合、原則としてそのような情報は非開示とされなければならない。
- (5) しかしながら、一般に事業活動の自由といっても、その事業活動が人の生命、身体及び健康あるいは生活の安全につらなり、その事業活動態様のいかんによっては公害、薬害、食品危害等のように重大にして深刻かつ広範囲に危害を及ぼす蓋然性が高いと認められるものについては、おのずからその事業活動の自由が制約されることは、やむを得ないところである。そして、それはまた、そのような

事業活動を行う者にとっては適正な事業活動であるかどうかを把握するために必要性を有する情報を開示することは、その事業活動についての理解を得るためにその事業活動上必要不可欠なものであるともいえるところである。したがってまた、公文書開示制度においても、事業活動情報は(4)に述べたように原則として非開示とされるが、たとえ、その事業活動が違法又は不当な事業活動でなくても、その事業活動が人の生命、身体及び健康あるいは生活の安全につらなりその事業態様のいかんによっては公害、薬害、食品危害等のように重大にして深刻かつ広範囲に危害を及ぼす蓋然性が高いと認められ、かつ適正な事業活動であるかどうかを県民が把握するために重要な意味を持つ事業活動情報については、その情報の開示により損なわれる正当な利益の有無の判断においては、具体的かつ厳格に判断されなければならないものと考え。すなわち、このような人の生命、身体及び健康あるいは生活の安全につらなる事業活動情報は、非開示とする範囲を最小限に狭め、できる限り開示することが実施機関に対する県民の信頼を増し、非開示とすることにより生じる可能性のある地域社会の生活の安全に対する不安を取り除くものであり、条例の原則公開の基本理念にも合致するものと考えられる。

- (6) ところで、非開示とされた当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」を検討すると、その中には実施機関の指摘するところによっても、常識的に見てノウハウと認めがたい部分が相当多く存在する。

また、実施機関を通じ当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」の作成会社に対し、ノウハウの範囲を具体的に特定して指示し、それが開示されることにより生じる具体的な不利益について説明するよう照会したところ、同社代表取締役社長から「当社が作成する『仕様書』及び『設計及び技術計算書』には、当社が長年の経験等により得た他社にはない独自のノウハウが多数含まれており、みだりに公開されることは、当社としては、営業上も好ましいものではないが、当該文書については、現在までの各種の状況を考慮すると

開示されても差し支えないものとする。」旨の口頭による回答が得られたところである。

- (7) 以上の諸点を総合して考えるとき、本件の場合当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」は、(5) に述べたようにその事業態様のいかんによって重大にして深刻かつ広範囲にわたり危害を及ぼす蓋然性が高いと認められ、かつ適正な事業活動であるかどうかを県民が把握するために重要な意味を持つ事業活動情報に属するものと認められ、また開示されることにより当該「仕様書」及び「設計及び技術計算書」の作成会社が被る損害が一般に合理的に納得し得る程度にまで具体的に主張されてもいない。したがって、本件「仕様書」及び「設計及び技術計算書」は、条例第 9 条第 3 号に規定する非開示情報には該当しないものと判断する。

3 「産業廃棄物中間処理（焼却）施設における廃棄物適正処理指導について（報告）」に添付された「保健所職員の報告書」の条例第 9 条第 8 号の該当性について

- (1) 条例第 9 条第 8 号は、県の機関等が行う検査、許可等の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものについては開示しないこととする旨規定している。
- (2) 当該「保健所職員の報告書」は、廃掃法第 19 条第 1 項に規定する立入検査を行った保健所職員の保健所長に対する報告書である。
- (3) 当該「保健所職員の報告書」が、廃掃法第 19 条第 1 項の規定による立入検査の結果等本件廃棄物処理業者に対する行政指導に係る文書であり、県の機関が行う事務事業に関する行政運営情報に属することは明らかである。

(4) 実施機関は、当該「保健所職員の報告書」の非開示理由として次のとおり主張する。

ア 当該「保健所職員の報告書」は、本件廃棄物処理業者に対する一連の行政指導を内容とするもので、行政機関と当該廃棄物処理業者との協力関係あるいは信頼関係を基礎として成立するものであるところ、当該「保健所職員の報告書」が開示されるとその信頼関係が損なわれ、当該廃棄物処理業者の協力が期待できなくなり、指導の目的に添った成果が得られなくなる。

また、将来の同種の事務事業においても同様の支障が生じる。

イ 当該「保健所職員の報告書」の主たる内容は、廃掃法第 19 条第 1 項に規定する立入検査として行った立入調査結果報告書であるが、当該「保健所職員の報告書」には、この立入調査以前に保健所職員が当該廃棄物処理業者の協力を得て、口頭により任意に行った苦情処理に関する部分も含まれている。このような口頭により任意に行われた苦情処理に関する事項が当該廃棄物処理業者以外の者に知られると、今後は開示をおそれて立入検査等の法律で義務づけられた方法以外の方法による情報の取得ができなくなる。

ウ また、当該「保健所職員の報告書」の中には、意思決定の過程において作成された保健所職員の主観的要素を含む報告内容があり、これが開示されると将来の産業廃棄物処理行政の適正円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

(5) ところで当該「保健所職員の報告書」は、実施機関から当該廃棄物処理業者に対し行われた廃掃法第 19 条の 3 の規定による改善命令の基礎となっている保健所長が行った適正指導（行政指導）について、当該保健所長から和歌山県生活文化部長に提出された「産業廃棄物中間処理（焼却）施設における廃棄物適正処理指導について（報告）」なる報告書中に援用され、かつ写しが添付されているものである。そして当該保健所長の報告書及び改善命令書は、いずれも既に開示されている。したがって、当該「保健所職員の報告書」は、

既に開示された文書中に援用され、これを直接補足するものである場合には条例の原則公開の基本理念からすれば、特別の事情のない限り開示して差し支えないものというべきである。

- (6) 当該保健所長の報告書に援用された「保健所職員の報告書」の主たる内容は、保健所職員が行った廃掃法第 19 条第 1 項に規定する立入検査として行った立入調査の結果報告であるが、当該立入調査の目的は、保健所が当該廃棄物処理業者に対し従前から行ってきた各種の行政指導の結果について、その改善状況を実地に調査することであり、その改善状況を具体的、客観的に把握し、評価するため、まず、1 から 4 までの項において「立入調査日」、「立入調査を行った者」、「当該産業廃棄物中間処理施設側の立会者」及び「当該産業廃棄物中間処理施設の概要」について記した後、5 の項において「指導等の経過」として苦情処理に関する部分をも含めて従前からの指導等の経過を記載し、これらを 6 の項において「今までの指導事項の要約」として取りまとめた上、この要約事項に関する調査結果について 7 の項において「立入調査結果(改善状況)」として明らかにし、末尾の 8 の項において「調査員としての意見」として保健所職員 2 名の意見を付記したものである。

ア したがって、当該「保健所職員の職員報告書」の主たる内容は、廃掃法第 19 条第 1 項に規定する立入検査として行った立入調査に係るものである。ところで、当該立入調査結果に係る記録部分は、(5) で述べたように既に保健所長の報告書に援用され、かつ同報告書に基づき保健所長の適正指導(行政指導)書が本件廃棄物処理業者に対し示達されたものであって、今、当該「保健所職員の報告書」による当該立入調査結果が開示されたからといって、本件事務事業の目的が損なわれたり、本件事務事業の公正で円滑な実施に著しい支障が生じるといった性質のものではないし、これを開示することによって、将来の同種の事務事業の公正で円滑な執行に支障が生じるおそれがあるといった性質のものとは認められない。

イ また、実施機関は、行政指導の方法として、行政指導を受ける事業者のいかんによって、その指導の程度に差異があり、これが開示されると、行政指導を受ける事業者間に不公平感をもたらすことが予想され、その行政指導の目的が達し難くなると主張する。しかしながら、行政指導を受ける事業者の性格、傾向、違反行為の程度いかん等によって指導の方法や指導の程度の強弱に差のあることは当然のことであり、行政の公平性は、主として行政指導により期待される行政目的の到達度によって考慮されるべき事柄であり、このことは、行政指導を受ける事業者も承知し、理解しているはずである。したがって、行政指導の内容及びその行政指導の基となった当該立入調査結果の内容を公開することによって、その指導の方法や指導の程度の強弱に差があることが顕れ、それが事業者間の不公平感、ひいては、行政に対する著しい不信感につながるおそれがあるとの主張は、非開示理由としては採用することができない。

(7) ところで当該「保健所職員の報告書」中の「4の5)のア 当該施設の総売上額」及び「同イ 当該施設の従業員数」の数値部分並びに「5 指導等の経過」及び「8 調査員としての意見」の部分については、条例第9条第8号に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

その理由は以下のとおりである。

ア 当該「保健所職員の報告書」中の「4の5)のア 当該施設の総売上額」及び「同イ 当該施設の従業員数」の数値部分について

当該部分の各数値は、本件「保健所職員の報告書」を作成した保健所職員が、手書きで記載した推定数値である。

当該部分の各数値は、保健所職員が推定した概ねの数値であって、当該立入調査結果の報告においてそれほど特別な意味を持つものではなく、このような保健所職員が推定した未確定の推定数値を開示することは、いたずらに県民に誤解を生じさせるおそれ

があるものである。

したがって、事業者の当該施設の総売上額や従業員数についてのこのような推定数値を開示することは、本件については勿論、今後の同種の行政指導の目的達成上からも好ましくなく、事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、当該部分を開示することは相当でない。

イ 当該「保健所職員の報告書」中の「5 指導等の経過」の部分について

当該部分は、当該立入調査に基づいて行われた文書による行政指導以前に行われた口頭による行政指導について記載したもので、それまでの苦情处理的な行政指導についての報告部分である。

ところで、この多数回にわたる苦情处理的な行政指導の基礎となった資料（情報）は、実施機関が苦情申立人等の関係人や当該事業者との信頼関係に基づき、苦情申立人等の関係人や当該事業者の任意の協力により得られた資料（情報）である。また当該事業者がこれらの指導に従い改善の努力をした点も認められるものも存在するものである。これら苦情处理的な行政指導に関係する経緯を逐一開示することは、このような同種の行政指導における関係者との信頼関係を損ない、県民の種々の苦情に対し迅速に対応しようとするこのような行政指導の目的が達成し難くなるおそれが多分にあると考えられる。

しかも、当該部分の記載内容のうち本件立入調査に関し必要なものは（6）に述べたとおり「6 今までの指導事項の要約」として取りまとめられ、「7 立入調査結果（改善状況）」において本件立入調査によりその点検、確認がされているものである。

したがって、当該部分を開示すべき特段の事由は認められず、むしろ、当該部分を開示することは、当該事務事業さらには同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれのある場合に該当すると認められる。したがって、当該部分を開示することは相当ではない。

ウ 当該「保健所職員の報告書」中の「8 調査員としての意見」の部分について

当該部分は、本件立入調査結果（これが当該「保健所職員の報告書」の主要部分である。）を踏まえた調査担当者としての意見であるが、当該意見は、一連の行政指導の手続過程における担当者のある時点での意見であり、ある程度主観的な見解も示されている。このような行政指導の手続過程における担当者のある段階での見解が、逐一開示されることとなると、担当者の当該事案に対する自由な意見発表や積極的な取り組み姿勢に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては当該事務事業さらには同種の事務事業の公正かつ円滑な目的の達成を困難ならしめるおそれがある。したがって、当該部分を開示することは相当でない。

(8) このように(7)に列記した部分については非開示とするのが相当と考えるが、他に当該「保健所職員の報告書」中には、開示されることにより条例第9条第8号に規定されているような当該事務事業の目的が損なわれたり、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じたりするおそれがある具体的な事由を認めることはできない。したがって、本件「保健所職員の報告書」は、(7)に列記した部分以外の部分については、条例第9条第8号に規定する非開示情報には該当しないものと判断する。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|------------------|-----------|
| 平成 9 年 1 0 月 6 日 | 諮問 |

| | |
|---|------------------|
| 平成 9 年 1 1 月 2 8 日 | 実施機関から理由説明書受理 |
| 平成 1 0 年 1 月 2 1 日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成 1 0 年 3 月 4 日 (第 2 7 回 審 査 会) | 審議 |
| 平成 1 0 年 4 月 1 4 日 (第 2 8 回 審 査 会) | 実施機関から意見及び説明の聴取 |
| 平成 1 0 年 5 月 1 9 日 (第 2 9 回 審 査 会) | 異議申立人から意見及び説明の聴取 |
| 平成 1 0 年 6 月 1 0 日 (第 3 0 回 審 査 会) | 審議 |
| 平成 1 0 年 6 月 2 3 日 (第 3 1 回 審 査 会) | 審議 |
| 平成 1 0 年 7 月 7 日 (第 3 2 回 審 査 会) | 審議 |
| 平成 1 0 年 7 月 2 1 日 (第 3 3 回 審 査 会) | 審議 |
| 平成 1 0 年 8 月 2 6 日 (第 3 5 回 審 査 会) | 審議 |

| | |
|--------------------------|----|
| 平成10年 9月 3日 (第36回審査会) | 審議 |
|--------------------------|----|